

回 覧 文 書

	回 覧									

福知山市地籍調査事業
令和８年度地籍調査対象区域にお住まいの皆様へ

令和８年７月２日
福知山市用地課

地籍調査事業に伴う現地の事前調査及び現地立会について（お知らせ）

日頃は、福知山市政の推進に格別の御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

本市では、土地の境界や面積を明確にし、災害時の迅速な復旧や土地取引の円滑化、土地に関するトラブルの未然防止などにつなげるため、旧市街地を中止に地籍調査事業を進めています。

この度、お住まいの地域において地籍調査を実施することとなりました。

つきましては、下記の期間内において現地の事前調査、説明会及び現地立会を実施する予定です。お知らせします。

なお、調査地区内の土地所有者及び相続関係者の方には、別途、説明会及び現地立会の御案内を送付いたします。

期間中は調査員が現地へ立ち入る場合があります。地域の皆様には御不便をおかけしますが御理解と御協力をいただきますようお願い申し上げます。

記

- 期 間 現地の事前調査：令和８年７月上旬から令和８年９月下旬まで（予定）
説 明 会：令和８年９月中旬（予定）
現 地 立 会：令和８年１０月上旬（予定）
- 調 査 範 囲 裏面参照（図－１）
- 受 注 業 者 (株)京都イングス（福知山市篠尾新町１丁目 56 番地－1 KSK ビル 406 号）
- 特 記 事 項
 - ・市職員は国土調査法による土地立入証を携帯します。
 - ・受注業者は、国土調査法による土地立入証（市発行、図－２）を携帯し、腕章（裏面参照、写真－１）をして作業をします。
 - ・私有地への立入調査が必要な場合はお声掛けさせていただきますが、不在の場合でも立入って調査を行わせていただく場合があります。
- 問い合わせ先 福知山市建設交通部 用地課土地調査係
担 当：加藤（かとう） 副担当：藤田（ふじた）
電 話：０７７３－２４－７０７９
メー ル：youchi@city.fukuchiyama.lg.jp



(写真-1) 腕章

用地第〇〇号	業 務 番 号 令和8年度 用地第〇〇号
国土調査法第24条 第3項の規定に基づく 土地立入証	業 務 名 旧福知山町周辺6地区地籍調査事業
令和8年 〇月 〇日発行	業 務 場 所 福知山市 京町 ほか地区
発行者 福知山市長 大橋 一夫 印	業 務 種 類 一筆地調査
	交付年月日 令和8年 〇月 〇日
	返納年月日 令和〇年 〇月 〇日
	備 考

(案者名)
株式会社京都イングス福知山営業所

(所在地)
福知山市篠尾新町1丁目56番地-1

(職氏名)
管理技術者 〇〇 〇〇
昭和〇年〇月〇日生

本人署名 _____

国土調査法(昭和26年法律第180号)(抄)
第24条 国土調査を実施する者は、当該国土調査を実施するために必要な場合においては、当該国土調査に従事する者を他人の土地に立ち入らせることができる。
2 前項の規定により宅地又は畑、さくその他これらに類するもので調査された土地に立ち入らせる場合においては、国土調査を実施する者は、あらかじめ、当該土地の占有者に通知しなければならない。ただし、占有者に対して、あらかじめ通知することが困難である場合においては、この限りでない。
3 第1項の場合においては、国土調査に従事する者は、その旨及びその者の身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
第37条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。
(1) 国土調査の実施を妨げた者
(2) (省略)
(3) 第二十四条の規定による立入りを拒み、又は妨げた者(以下省略)

(図-2) 身分証明書

(図-1) 旧福知山町周辺6地区 調査範囲

※今回の調査対象区域内における大まかな区分けであり、正確な自治会境を確定するものではありません。